

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条第3項の規定に基づき、会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、本会の行う社会福祉事業に賛同し、会費を納入するものをもって会員とする。

(会費)

第3条 前条に規定する会員は、本会の事業推進のため、次の各号の一に掲げる会費を納入しなければならない。

- (1) 一般会員 一口年額 500円
- (2) 賛助会員 年 額 2,000円以上
- (3) 法人・事業所会員 年 額 3,000円以上

2 納入した会費は、返還しないものとする。

(会員に対する報告)

第4条 会員に対し、次の事項を実施するように努めるものとする。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の報告
- (2) 本会の発行する機関紙、パンフレット及びチラシ等の配布
- (3) 本会の実施する各種調査の結果報告
- (4) その他、本会の運営に必要な参加、報告等の通知

(退会)

第5条 会員は、次の事項に該当した場合は、退会したものとする。

- (1) 会員から退会の申出があったとき。
- (2) 会員が死亡したとき。ただし、同一世帯の中で会員を変更することができる。

(帳票)

第6条 会員及び会費の状況を明確にするため、次の帳票を備えこれを整備しなければならない。

- (1) 会員加入申込書
- (2) 会員加入申込世帯名簿

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。